

M&P LEGAL NEWS ALERT Vol.32

国際仲裁－ビジネス紛争解決のための戦略的オプション ～訴訟大国である米国における紛争解決手段「仲裁」について解説～

2026 年 7 月 27 日

弁護士 デイビッド・マクマン

弁護士 エリザベス・シューメイカー

弁護士 萬 タシャ

米国で事業を展開する企業にとって、訴訟リスクへの備えは不可欠です。一旦訴訟が提起されると、費用は急速に膨らみ、陪審評決の結果も予測が困難です。こうした中、仲裁（Arbitration）は、紛争解決において手続をコントロールしやすく、効率性や機密性を確保できる有力な代替手段となります。

1. 仲裁とは

仲裁とは、当事者が合意のうえで中立的な仲裁人（単独または複数名）を選任し、紛争の審理および判断を付託する私的な紛争解決手続です。裁判とは異なり、仲裁は通常非公開で行われるため、企業は機密情報を保護することができます。

また、当事者は業界や法律に関する専門知識を有する仲裁人を選任できるほか、陪審員による審理に伴う不確実性を回避することができます。特にクロスボーダー取引においては、いずれの当事者も相手国の裁判所での訴訟を望まないケースが多く、仲裁が広く利用されています。

2. 主なメリット

仲裁は、特に以下のようなケースにおいて有効です。

- 従来の訴訟よりも迅速な解決を求める場合
- 限定的なディスカバリー（証拠開示）で対応可能な場合
- 最終的かつ拘束力のある判断を希望する場合

仲裁判断は原則として終局的かつ当事者を拘束するものですが、連邦仲裁法（Federal Arbitration Act）の下では、その取消しや不服申立てが認められる範囲は非常に限定されています。もっとも、仲裁判断を実際に強制執行可能とするためには、勝訴当事者が裁判所に申立てを行い、当該判断の「承認（confirmation）」を得る必要があります。裁判所による承認がなされると、その仲裁判断は裁判上の判決と同等の効力を有する形に転換され、その後は通常の判決と同様に、差押え等の法的手段を通じて執行することが可能となります。

3. 費用および手続上の留意点

仲裁は効率的な手続である一方、必ずしも訴訟より低コストとは限りません。弁護士費用に加え、当事者は仲裁人の報酬や仲裁機関に支払う管理費用（デポジット、手数料など）を負担する必要があります。

米国仲裁協会（AAA）、JAMS、クロスボーダー紛争解決センター（ICDR）といった主要な仲裁機関では、紛争金額に応じた多額の前払デポジットが求められるのが一般的です。例えば、1億ドル規模の請求を連邦裁判所に提起する場合、初期費用は比較的低額ですが、仲裁では開始時点で数万ドル規模の費用が発生することもあります。

また、仲裁手続には以下のような特徴があります。

- ディスカバリーが限定されており、時間と費用の削減につながる一方、証拠収集に制約が生じる可能性がある
- 第三者に対する証拠提出命令の取得が比較的困難
- 証言は書面で提出されることが多く、代理人が主張の構成を効果的に組み立てることができる

これらの要素により、手続の予測可能性が高まり、審理における不意の展開も少なくなる傾向があります。

4. 仲裁条項の適切な設計

仲裁は当事者間の合意がなければ利用できないため、契約書における規定が極めて重要です。よって、仲裁条項の整備は、取引関係の開始時に行うことが望ましいといえます。

有効な仲裁条項には、少なくとも以下の事項を明記する必要があります。

- 適用範囲（Scope）：どのような紛争を仲裁の対象とするか
- 準拠法（Governing Law）：どの法域の法律を適用するか
- 仲裁地（Seat of Arbitration）：仲裁を実施する場所
- 仲裁機関（Arbitral Institution）：どの機関の規則に従うか

国内案件では AAA や JAMS、国際案件では IC DR が一般的に用いられています。日本法が適用される場合には、日本商事仲裁協会（JCAA）などの利用も検討されます。

これらの選択は、紛争解決の結果や効率性に大きな影響を与えるため、仲裁条項の作成にあたっては専門的な法的助言を受けることが重要です。

5. Miura & Partners US のサポート

Miura & Partners US の弁護士は、AAA、JAMS、ICDR の各規則に基づく国際仲裁・調停に関して豊富な経験を有しております。これまでに、数百万ドル規模に及ぶ商事紛争や知的財産紛争を多数取り扱ってきたほか、仲裁人・調停人としての実務にも携わってまいりました。

こうした幅広い経験を活かし、仲裁条項の設計段階から紛争解決に至るまで、クライアントの案件をきめ細かく、かつ総合的にサポートいたします。

仲裁条項の設定や紛争対応に関してご質問等がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。